

令和7年度第2回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨

1 日時

令和8年3月3日(火)15時00分から17時00分

2 場所

ビジョンセンター東京虎ノ門 4階 401A+B 会議室(WEB 会議併用)

3 出席者

(1) 委員

関澤委員長、上矢委員、河村委員、小林(恭)委員、佐野委員、中川委員、平田委員、松島委員、松山委員、森山委員、阿部委員、有賀委員、小林(由)委員(代理:大谷氏)、流委員、中島委員、中原委員、市橋委員、伊勢村委員、田村委員、山尾委員

(2) オブザーバー

消防庁消防大学校消防研究センター

(3) 事務局

消防庁 鳥井審議官、渡辺予防課長、明田設備専門官、服部課長補佐、奥田違反処理対策官、川合国際規格対策官、谷川係長、辻係長、関係長、新田事務官、中西事務官、延安事務官、前田事務官、清水事務官、櫻川事務官、高橋事務官

4 配布資料

資料 1-1 令和7年度環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討結果報告書(案)概要

資料 1-1 令和7年度環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討結果報告書(案)

資料 2-1 厨房設備等の基準に関する検討結果報告書(案)概要

資料 2-2 厨房設備等の基準に関する検討結果報告書(案)

資料 3-1 関係者不在施設における防火安全対策ガイドライン(案)概要

資料 3-2 関係者不在施設における防火安全対策ガイドライン(案)

資料 4-1 高度・専門的業務における広域連携に関する検討について(中間取りまとめ)概要

資料 4-2 高度・専門的業務における広域連携に関する検討について(中間取りまとめ)

資料 5 NPO 法人日本防火技術者協会理事長(元東京理科大学教授)関澤委員長からの提出資料

参考資料 1 予防行政のあり方に関する検討会開催要綱

参考資料 2 令和7年度予防行政のあり方に関する検討会委員名簿

5 議事

(1) 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討

(2) 厨房設備等の基準に関する検討

(3) 関係者不在施設における防火安全対策に関する検討

- (4) 高度・専門的業務における広域連携に関する検討
- (5) 香港マンション火災について

6 主な意見交換の内容(○:委員、●:事務局)

(1) 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討

- 基準が制定された昭和 36 年当時は、今日に比べ 1 台あたりの出火率は高く、また漏洩したガソリン火災も多く、散水により燃え広がるリスクを考慮して、日本ではスプリンクラー設備が認められていなかったと考えられる。今回、近年の火災事例を調べると、駐車場ではスピードを出さないこともあるが、そのような火災はほとんど発生しないことが分かった。一方で、最近プラスチック製燃料タンクが増加してきたことも念頭に、改めて燃料漏洩の可能性について部会で検討し、これまでの実験などからスプリンクラー設備でも差し支えないという結論を得た。
- 基本的に経過と分析に基づき非常に合理化が図られたと思っているが、燃料漏洩のための排水設備も事業者の負担とのことであり、合理化、設置の効率化についてももう少し踏み込んで良いのではないか。
- 水噴霧消火設備には、設置のハードルが高い排水設備を要求しているが、大規模な油漏洩を想定したものであり、海外では特段要求もされていないことや燃料漏れのリスクは極めて低いことも鑑みて、排水設備は要しないよう整理したい。
- 散水密度が 10L という案について、英国が 5 から 12.5L まで増加させるようだが、この点も議論はどうか。
- 英国では 12.5L に引き上げる案が出ているが、未だ決定していない状況である。10L という案は、実施した実験結果に基づくものである。
- 駐車場火災の考え方の転換は理解できる。今後のリスクとして、バッテリーを積載したガソリン車や電気自動車にも対応できているか。また、地下駐車場が有事のシェルターにも活用されると想定すると、泡より水のほうが危険性が少ないと思うが、いかがか。
- EV には大型のリチウムイオン電池を搭載しており、電池火災では多量の水で冷却をする方法が一般的であり、泡に比べて放水量が多い水系消火設備の方が適性があると考えられる。地下駐車場をシェルターにも使うことに関して、高層建物などには一般的にスプリンクラーが設置されており、人がいても比較的安心なのはスプリンクラーであると考えられる。
- 今回の基準化は、閉鎖型水噴霧設備、通常のスプリンクラーのどちらを 10L 程度にするという意味か。
- 一般的に普及している通常のスプリンクラー設備の構成としつつ、放水量を増加させたものを基準化する方針である。

(2) 厨房設備等の基準に関する検討

- 条例との関係について質問である。前半の、上引き排気ダクトとグリス除去装置の

関係について、条例上は特に規定されているのか。飲食店だけでなく、排気ダクトを製造する事業者に対しても指導をする必要はないか。

また、厨房設備とグリス除去装置との離隔距離については、条例例で規定があってその運用について改定するのか。

- 上引き排気ダクトについては、条例例上、特段の規定はない。今後の対応として、上引き排気ダクトの火災を防ぐためには上引き排気ダクトの清掃を行い、中に油脂をためないようにすることが非常に重要であるため、条例例を改正して上引き排気ダクトの清掃を義務として求めていくことを考えている。

製造業者に指導すべきとのご指摘については、主に飲食店側が DIY で設置した場合に火災になる危険性が高いと考えており、飲食店側に対して注意喚起する予定である。

検討テーマの 2 つ目の、デッキオープンとグリス除去装置との離隔距離については、運用通知でデッキオープンについては離隔距離を緩和できることを示していく予定である。

- グリス除去装置は条例上、位置付けられているのか。
- 現行基準上は厨房設備とグリス除去装置との離隔距離について、足元となる消防法令上の規定がないため、消防本部における運用若しくは自治体ごとに定める条例において離隔距離が求められている状態になっている。
- デッキオープンとの離隔距離については、結論として求めないことになったので、新たに規定する必要は無いという理解でよいか。
- デッキオープンについては取扱いとして消防本部に対して周知する。
一方、検討部会の中で清掃は適切に行う必要があるとの指摘があり、こうした留意点と一緒に周知をする予定。
- 消防法 9 条は相当広くできる法律になっているので、火気設備とグリス除去装置との離隔について規定してもおかしくない。必要なら規定すればよい。
- デッキオープンの件に関しては、今回は規制の緩和方向であるため、消防法令において明示をするのではなく、運用通知の形で周知をしていきたいと考えている。
- ほかの行政分野では 9 条のように包括的な規制・規定はないので、ぜひ活用していただきたい。
- まだ数自体がそれほどでもないのですが、運用通知でやってみるということだと思う。必要なら 9 条を使って条例例を作るのは、法律上は全然問題ないと思う。

(3) 関係者不在施設における防火安全対策に関する検討

- 小規模なものについては対象から外されるということであるが、ガイドラインは具体的に作っているため、広く周知することは必要と考える。避難口の外が必ずしも屋外でない場合も考えられるが、この辺りはどう考えるか。

また、避難誘導のところで誘導灯が設置されているので、誘導灯についてのコメン

トを入れてはどうか。

- 例えば冷凍で餃子売っているような出入り口から奥行きがあまりない施設まで全て、無人施設となるが、そのような施設は、ガイドラインを取り入れてもらう必要まではないと考え、その意図で小規模を除くという表現とした。「避難口を容易に見通し、かつ、識別できる」の表現は、消防法令上、誘導灯が省略できる程度の規模の施設を想定して、この表現を選んだところである。

また、避難経路図に誘導灯の位置を示すことについては、事務局で検討する。

- 目標時間の対応行動について、具体的に何をするのか。
- 19 ページの冒頭の対応行動であるが、①から③までの行動を指している。
- 90 秒以内に完了させるのが目標であるか。
- 計算例で言うと、90 秒以内で完了するかを確かめることになる。
- 関係者不在施設なので、遠隔での行う対応行動を想定しているのか。
- 基本的にはその考えである。
- 対象とする防火対象物について、前提として政令別表の防火対象物で、不在となる時間帯があることと記載があるが、条件としてはそれだけなのか、防火管理の義務があるとか、自動火災報知設備の義務があるとか、そういう前提はないのか。
- 関係者不在施設であるもの全部を対象にした上で、小規模な施設を除いているが、多くは防火管理義務対象となると考えている。

自動火災報知設備については、インターネットカフェやカラオケボックス、ホテルについて、面積にかかわらず設置義務がある。そのほかの施設について、特定一階段等防火対象物に該当する場合、つまり屋内階段が1系統のものや、複合ビルで延べ面積が 300 m²以上で自動火災報知設備が設置される。それ以外の規模の小さい施設はガイドラインの対象外となる可能性が高く、※2 の記載では、その点も踏まえて記載している。

- 資料 3-2 の 12 ページ、アの早期覚知と通報のメモの⑤で自動火災報知設備の遠隔移報装置を経由して通報する方法など、遠隔監視(共用部に設置したカメラ)等により関係者が早期に火災を覚知し通報する方法とあるが、自動火災報知設備があるものは1つ目の自動火災報知設備の遠隔装置で、ないものは遠隔監視のカメラ等により行うなど、使い分けをしているということか。
- メモ欄にあるものは一定の例で示しているものであり、使い分けを意識したものでなく、遠隔監視になる場合もあるし、自動火災報知設備が使える場合もあるので、両方記載している。
- このガイドラインは関係者不在施設だけになっているが、火災予防上の理念を書いている。また、実際どういうことが求められるかの要素を記載しており、一般の方に向けても分かることを目指して作られている。

消防の面から、国民と火災に対して安全な社会をつくっていくことに関係する重要

で合理的な説明をされている。啓発にも力を入れ、一般の建物でも、この考え方を理解して国民にも使えると思うので、ぜひ応用していただきたい。こうした、考え方の合理的なところを一般の人たちに伝えて、教育的側面を出して使用していただきたい。

- 作成するに当たり、施設側が理解しやすい表現を考えたところである。今後さらに汎用性を高めていければと思う。
- 今回は関係者不在施設向けに作っており、基本的に利用者が自らどう動かないといけないのか、お互いどういう形で連携すべきかを整理しているので、もともとの理念は普遍的な部分が多いと思う。

最近は大規模な火災も多く、社会的にも火災への関心が高まっている。一方で、どう動いていいか分からないとか、火災の訓練も昔ほどは行われなくなっている部分もあるので、こういう形の分かりやすいものを、一般の方とか、あるいは地域の自主防災組織とか、女性防火クラブにも使っていただきやすい、施設を限定しない形として、整理をしていくよう検討していきたい。

- 防火管理責任について、無人の状態でも責任を果たせるのかをどう整理しているのか。

特に初期消火は、無人の防火対象物では問題となる。早期発見、通報連絡、避難誘導は遠隔で対応は可能であるが、初期消火はスプリンクラー設備がない限りは、消火は困難となる。初期消火しなくても、防火責任、管理責任は果たしているかどうかを整理する必要があるのではないかと。

- 防火管理責任の問題について、スプリンクラー設備の必要性のところまで、求めるものは難しいと考えるが、資料3-2の1ページ、冒頭の2段落目において、過去の火災事例を引き合いにして、スプリンクラー設備が設置されなかったケースで被害がある火災もあったことをもって意識付けは図ったところである。

防火管理責任については、法令に定量的に示すことが難しいところもあり、ガイドラインとしてこの内容で示せればと考えている。

- 防火管理責任以外に、消防法上の別の規定で応急消火義務や応急消火の協力者もあり、部会ではそちらの方も含めて、どこまでが求められているか議論した。応急消火義務にしても、現場にいる関係者が消火活動を行う義務はあるが、必ず常駐しなければいけない規定そのものではないという整理となった。

また、防火管理に関しては、これまで特に常駐義務を課していない中で、関係者が不在であることについて議論したが、規制強化になることもあり、まずは安全確保のため、技術的に効果的な対策を整理して、各施設の形態に応じて自ら対策を講じていただくとの趣旨でガイドライン案を作成している。

なお、今回まとめたガイドラインを恒久的に運用していく考えではなく、状況を注視し、ハード面やソフト面など、様々な手段が考えられるので、火災による被害が出ないようにするための措置に対して、引き続き検討していきたいと考えている。

- 施設の管理者が、自分の施設の「不在」の実情を知ることや、その状態が日により変化する(駆け付けられる時間が、日によって異なるなど)場合は、それも含めて、管理者がきちんと把握して、それぞれに対応する計画をたてておくことが大切ではないか。

また、火災発生時の応急対策について、チェック欄に該当しなかった場合においても具体的方策を講じるような記載をすべきではないか。

- 関係者不在施設においては、関係者の位置関係や不在となる時間帯など、施設の実態によっても危険性やとるべき対策が異なると考えている。

意見を踏まえ、表現について検討する。

(4) 高度・専門的業務における広域連携に関する検討

- 人材については、大規模消防本部においても課題となっている中で、重要な検討だと思う。将来に向けての課題ということだが、羈束的業務については、近年、業務量の増加傾向は見られないと書かれており、おおむねそういう認識を持っている。

一方で、この中に挙げられている火災原因調査については、リチウムイオンなどの新しいエネルギー、社会情勢の変化の中で、火災件数として大幅な負担の増加が見られる部分もある。羈束行為についても、小規模を含め、業務量が想定以上に増えていくこともありうるとの認識で今後の検討についても取り組んでいただきたい。

- 意見を参考に、今後の取組を引き続き検討していく。

(5) 香港マンション火災について

- 香港で起きたような火災が、日本の今の現状でリスクが同レベルで高いとは考えていない。一方で、工事中の火気管理であったり、消防設備の停止などに関しては、具体的に注意すべき点を通知などで出す必要もあるのではないかと考えている。本日の資料5におけるご指摘も参考にさせていただき、日本でこういったことが起きないように対応していきたいと考えている。

以上